

大蔵・舞子海岸の空洞対策検討委員会 規約（改正案）

（名称）

第1条 本会は「大蔵・舞子海岸の空洞対策検討委員会」（以下「本委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本委員会は、令和6年10月からの定期点検における空洞の発見を受けて立ち入りを制限している大蔵・舞子海岸の一部の区域について、安全確保を確認し、または対策工事を実施し、安全に利用いただけるよう、過去に発生した空洞等の原因や対策等も振り返りつつ、学識経験者等から技術的助言をいただき、立ち入り制限の解除の考え方、対策工、対策後のモニタリング等について検討することを目的とする。

（委員）

第3条 本委員会の委員は、別紙のとおりとする。

（構成）

第4条 本委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、本委員会の議長となり、議事の進行にあたる。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を本委員会に出席させることができる。

4 本委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者に意見を聴くことができる。

（事務局）

第5条 本委員会の事務局は姫路河川国道事務所に置く。

（設置期間）

第6条 本委員会は第2条に規定する目的の達成を以って解散する。

（情報公開）

第7条 本委員会は冒頭部分のみ公開とし、関係者以外の傍聴は不可とする。

2 本委員会の議事は、事務局は議事概要を作成し、委員長の確認を得た後、公表するものとする。

3 本委員会の配付資料については、ホームページで公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が本委員会に諮って定める。

附則

この規約は、令和7年3月26日から施行する。

令和7年 月 日一部改正

別紙 第3条関係

氏 名	役 職
佐藤 慎司	高知工科大学 システム工学群 教授
柴田 亮	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長
鈴木 高二朗	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 特別研究主幹
安田 誠宏	関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授

(五十音順、敬称略)

<オブザーバー>

近畿地方整備局 港湾空港部
兵庫県 土木部 港湾課
兵庫県 東播磨県民局 加古川土木事務所
神戸市 建設局 公園部 魅力創造課
明石市 都市局 都市整備室 公園・海岸課